

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第147回

公益社団法人
家庭問題情報センター

こみね りゅうじ
小峯 隆司

「子どもたちは本当はどうして

ほしかったのでしょうか」という母親

裁判所で母親（A）が監護者に決まりましたが、子が別居親である父親の元に行つてしまいい、監護者の元に戻りません。そのために母親は色々と手を尽くしますが……。

カ（カウンセラー） 今日はどういうこと

でいらっしやいましたか？

A（母親） 家庭裁判所で調停、審判を重ね、更に高等裁判所で審議を尽くした末に私（母親）が監護者に決定しました。それと同時に父親は子との面会交流を成立させ、2か月に1回子と会うことになりましたが、初回の面会で子を手放さず、現在子は父親の元におります。子は7歳の男児と5歳の女児です。

カ それではお子様の現在の状況はどうなのでしょうが、また連絡は取れているのですか。
A 父親から子は元気だというLINEが来るだけです。子は私の元に帰りたくないと言っているとのことなんです。

カ そうですか。今後どのようにしてい

たいとお考えですか。

A 私には未だ離婚が成立していないことから代理人弁護士が付いているので先日相談したところ、父親が子を引き渡すまでの間、父親に金銭を支払わせる間接強制を行うか、子の引渡しの直接強制を行うかという説明がありました。

カ お母様としてはどのように考えますか。

A 子の引渡しの直接強制をお願いしようかと考えています。

カ そのように考えられたのは何か理由はございますか。

A 私の方から第三者機関をとおして、面会交流を行ったことが何回かあったのですが、子は私との面会も消極的です、その場で帰りたくないと言ってきたので

で、このまま放置するといよいよ私の元には帰ってこないと考えたからです。

カ もし直接強制等が行われたら、その結果をまたお知らせください。

A はい分かりました。
——2か月後——

カ またこうしてお越しいただきありがとうございます。前回お話を伺ってから2か月が経ちましたが、その後どのようにになりましたか。

A 第三者機関をとおしての面会交流は何回か行いましたが、子はわざわざ時間を取って私に会いたくないと言っていました。なので、直接強制を行っていただきました。

カ その経緯や結果はいかがでしたか。
A 直接強制が行われた現場は父親の実家

で、普段、父親が仕事で外出しているときは父方祖母が子の面倒を見ているようです。直接強制の当日、祖母はおらず、父親と2人の子だけでした。当日は私も弁護士も近くに待機していました。説得してくださる執行官やその補助者がおり、2時間あまりにわたって父親や子に説得を試みました。父親は子に私の元に帰ってよいと口では述べていたようですが、父親が言えば言うほど子は父親の元を離れたがらなかったようです。子が父親に洗脳されているのかもしれませんが、よくは分かりません。

カ それで結果はうまく行かなかったのですね。

A そうなのです。異例かもしれませんが、私も最後の方に現場に入らせていただきました。執行官の方々には本当によくしていただきました。その現場を見て私も今日、子を引取るとは難しいなと思います。子は泣きじゃくって父親の元を離れないのですから。

カ そうだったのですね。しかしこのままでは膠着状態（こうちやくじょうたい）ですよ。弁護士との間でさらに話し合っているのですか。

A はい、次は早急に人身保護請求の申立てを行おうと考えています。その結果はまた改めてお知らせいたします。

カ 分かりました。順調に行くことを期待

します。

——約1か月後——

カ 早々のお越しで驚いております。前回面接から1か月も経っていませんが、結果が出たのでしょうか。

A はい、人身保護請求が円滑に行き、子二人とも私の元に戻って参りました。大変御世話になりました。

カ それはよかったですと思いますが、もう少し経過を教えてくださいませんか。

A 子も小さいと言っても7歳と5歳ですので、子なりに状況を理解していたのかなと思います。執行官らが子のために一生懸命になって父親はもちろんのこと、子に対しても時間をかけて話を聞いてくださったこと、そのことがあと子に響いたのではないかと思っております。人身保護の裁判では子に意思能力があるとそれが尊重されます。これまでの経過だと父親の元を離れないと述べたに違いありませんが、今回はさほどの抵抗もなかったのです。また弁護士が子の意思の聞き取りを行い、その書面を裁判所に提出したことなどが功を奏したのかと思います。また監護者として母親が指定されていることの裁判結果が父親による子の拘束の違法性に該当したという弁護士の説明でした。

カ いずれにしても結果的には、よかったですと思います。ただし、今回の裁判手続や

子の意思能力の問題及び父親による拘束が子の幸福や福祉に反しているかなど、なかなか難しい問題を含んだケースだと思っております。感情的な面と冷静な判断に基づく裁判手続をうまくコントロールしていくことの必要性を教えてくださいに思います。

A 今、子は二人とも何事もなかったように楽しそうに過ごしております。そのような子の顔を見ていると努力の甲斐もあつたのかなと思っております。

カ 今後も弁護士に相談しながら、焦らずに課題の解決に当たってほしいと思います。

.....

こうしてAさんは一段落して、次の離婚裁判に臨む気持ちになれたようです。やがて子が10歳を超えてより強く意思を述べることができるようになったとしても、そのときの状況や環境等で子の意思を確実に把握することは難しいと改めて感じさせられた事案でした。

